第70回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時	令和6年6月20日(木曜日)午前10時 受付開始:午前9時
開催場所	東京都品川区東品川二丁目2番24号

天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27

議 **案** 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

目 次

第70回定時株王総会招集ご逋知	
事業報告	5
計算書類	2.
監査報告	29
株主総会参考書類	3.

- ◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ◎当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット等)による事前の議決権の行使をご検討ください。

株式会社UEX

株主各位

東京都品川区東品川二丁目2番24号

株式会社UEX

代表取締役社長 岸 本 則 之

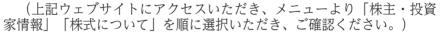
第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.uex-ltd.co.jp/



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「UEX」又は「コード」に当社証券コード「9888」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、後記「電磁的方法による議決権行使について」(3ページから4ページ)を御高覧のうえ、令和6年6月19日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますよう、お願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 令和6年6月20日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- 2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目2番24号

天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第70期

- 1. 第70期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第70期 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着時間を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申しあげます。代理人により議決権をご行使される場合 は、代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。 なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(URL https://www.uex-ltd.co.jp/)及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



電磁的方法による議決権行使について

行使 期限 令和6年6月19日(水曜日)午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- **1** 議決権行使書用紙に記載 のQRコードを読み取って ください。
 - ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・ 仮パスワード」を入力し クリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

電磁的方法による議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告

(令和5年4月1日から) 令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、政府による各種政策などの効果もあり、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、資源・エネルギー価格の高止まりや為替変動を背景とした物価の上昇、ウクライナ問題や中東地域を巡る情勢不安に加え、世界的な金融引締めの影響や中国経済の先行き懸念など、依然として不透明な状況が続いております。

当社企業集団が属するステンレス鋼業界におきましては、ニッケルをはじめとした原料価格が弱含みに推移するなか、流通各社は引き続き価格維持に努めたものの、ステンレス鋼市況は軟調な動きとなりました。また、全般に需要が減退傾向となったことにより、流通市場は盛り上がりに欠ける展開となりました。一方で令和5年暦年のステンレス鋼生産量(熱間圧延鋼材ベース)は、需要減退により194.9万トンと前年を20.1%下回りました。

このような状況の中、当期の連結業績および配当は以下のとおりであります。

【連結業績】

当社企業集団の連結業績は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において、在庫販売に重点をおいた営業を推進するとともに、加工品やチタンなどの高付加価値商品の拡販にも注力したものの販売数量の減少により、売上高は前期に比べ3.2%減少の52,113百万円となりました。利益面では、販売数量の減少に加え原価上昇による利幅の縮小から売上総利益率が低下したことに加え、貿易保険の不正受給が判明したことに伴い貸倒損失引当金等を計上したことにより、営業利益は前期に比べ51.2%減少の2,084百万円、経常利益は48.1%減少の2,260百万円、親会社株主に帰属する当期納利益は54.2%減少の1.296百万円となりました。

【事業別の業績】

<ステンレス綱その他金属材料の販売事業>

UEX単体のステンレス鋼の販売について、前期に比べ販売価格は1.0% 上昇したものの、販売数量が4.5%減少し、連結子会社においても店売り販売や半導体関連向けを中心に軟調に推移したことなどにより、売上高は前期に比べ3.3%減少の50,182百万円となりました。営業利益は、売上高の減少に加え在庫簿価の上昇による売上総利益率の低下により、前期に比べ51.1%減少の2.037百万円となりました。

<ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業>

国内建築分野のステンレス加工品販売事業および中国における造管事業ともに底堅く推移し、売上高は前期に比べ1.9%増加の1,413百万円となりました。一方、営業利益は国内事業における製造原価の上昇に加え、海外事業においても販売費及び一般管理費が増加したことにより、前期に比べ57.5%減少の44百万円となりました。

<機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業>

今期予定していた大口物件の売上計上が次期に繰り延べられたことにより、売上高は前期に比べ6.7%減少の518百万円、営業利益は前期に比べ21.6%減少の4百万円となりました。

【配当】

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主に対し当該期の連結業績及び連結自己資本の額に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。利益配分の指標としては、DOE(自己資本配当率)1.0%以上としたうえで、連結配当性向35~40%を目安に年間の配当額を決定いたします。当期の配当につきましては、この基本方針を踏まえ、株主の皆様の日頃のご支援に報いる為、期末に1株につき45円の普通配当を実施いたしたく存じます。すでに実施済みの中間配当金10円を含め年間配当金は計55円といたしたく存じますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申しあげます。

(2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は689百万円であります。そのうち当社における投資額は557百万円であり、その主なものは物流拠点の空調設備の新設および機械装置の更新などであります。連結子会社においては、車輛運搬具24百万円、構造物30百万円、工具器具および備品39百万円などであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中は増資などによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、日銀のゼロ金利政策の解除もあり長期間続いたデフレ局面からの転換期を迎えております。一方で諸コスト上昇に伴う物価高や長期化するウクライナ問題、中東地域を巡る地政学的リスクの高まり、中国経済の下振れリスクなど、依然として予断を許さない状況が見込まれます。

ステンレス鋼業界におきましては、ニッケルを中心とした各種原材料価格 の推移やエネルギー・諸資材の動向を引き続き注視していく必要がありま す。

ステンレス鋼その他金属材料の販売事業におきまして、需要が減退傾向の中で原価は上昇し在庫リスクが高まっております。販売数量との見合いで在庫高を調整し適切な水準を維持することが当面の課題であります。また、労務費および諸資材の上昇などに対応した販売価格の改定も課題であります。当社企業集団は、①非価格面での価値ある流通機能の提供やサービスを高めることに注力する、②加工品分野を中心に付加価値を高める提案営業をさらに充実させる、③チタン販売や建材の拡販に注力する、④コストと収益性を重視した販売を進め収益力の向上を図る、などの取り組みを推し進めるとともに、需要家に対して宣に説明をしてまいります。

ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業につきましては、中国 造管事業においては需要環境の変化を注視しつつ中国国内の不透明な景気動 向にも注意しながら営業活動を進めてまいります。

機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業におきましては、顧客基盤の拡大が課題と認識しております。そのため、機械商社や機器メーカーとの連携強化などにより顧客開拓に全力を尽くしてまいります。

当社企業集団といたしましては、企業集団相互の連携強化とシナジー効果の創出に取り組み、効率的な販売活動に注力してまいります。また、業務の効率化、営業活動の活性化にも取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底により、経営の透明性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

X	分	第67期 令和 2 年 4 月から 令和 3 年 3 月まで	第68期 令和3年4月から 令和4年3月まで		第70期 (当期) 令和 5 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで
①企業集団	の状況				
売 上	高	49,379	45,524	53,829	52,113
経常	利 益	502	2,252	4,350	2,260
親会社株主ル 当 期 純		221	1,400	2,828	1,296
1株当たり	当期純利益	20円02銭	127円06銭	256円63銭	117円62銭
総資	産	39,437	45,663	50,931	51,976
純 資	産	12,831	14,437	17,135	18,134
②当 社 の	状 況				
売 上	高	37,630	28,695	34,090	33,015
経常	利 益	205	1,341	3,262	1,614
当 期 純	利益	147	922	2,324	1,130
1株当たり	当期純利益	13円37銭	83円69銭	210円92銭	102円52銭
総資	産	33,689	37,911	41,561	43,816
純 資	産	11,550	12,605	14,685	15,347

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除しております。
 - 2. 第67期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において、在庫販売に重点をおいた営業活動を推進しましたが、営業活動が制限される中、需要の減退により販売数量が伸び悩み、売上高、親会社株主に帰属する当期純利益共に低迷しました。
 - 3. 第68期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において、引き続き在庫販売に重点を置いた営業活動を推進するとともに、加工品やチタンなどの高付加価値商品の販売に注力した結果、販売数量の増加やメーカーの値上げに対応した販売価格の改定により売上総利益が上昇し、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。なお、当社企業集団は、第68期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、売上高は当該会計基準等を適用した後の数字となっております。
 - 4. 第69期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において、引き続き在庫販売に重点を置いた営業活動を推進するとともに、上期を中心にメーカー値上げに対応した販売価格の改定に取り組んだ結果、売上総利益率が上昇し、親会社株主に帰属する当期純利益は倍増しました。
 - 5. 第70期 (当期) の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
			千円	%	
上野エン	ジニアリングヤ	株式会社	60,000	100.0	一般産業用機械装置の設計・製作
株式会	社 U E X	管材	12,800	90.0	鋼管、鋼材、継手、バルブ類の販売
ステンし	ノス急送株	式会社	10,000	100.0	貨物自動車運送事業
日進スラ	テンレス株	式会社	20,000	100.0	ステンレス鋼材の販売
株式会	社 大 崎 製	4 作 所	15,500	100.0	有圧換気扇ウェザーカバーの〇EM生産
上海威克	1.斯不銹鋼有	限公司	US\$2,000,000	100.0	ステンレス鋼管及び加工製品の製造・販売
令 和 特	殊鋼株式	会 社	280,000	100.0	ステンレス鋼・構造用鋼・磁石等の卸売
株式会	会社ナカ	タニ	10,000	67.3	普通鋼・特殊鋼・ステンレス鋼の製品及び加工 品の販売

⁽注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容(令和6年3月31日現在)

各事業区分に属する主要な商品などは次のとおりであります。

事業区分	主要な商品など	会 社 名
ステンレス鋼その他金属材料の 販売事業	ステンレス鋼、その他の 鉄鋼製品、高合金、チタン	
ステンレス鋼その他金属 加工製品の製造・販売事業	ステンレス鋼製ウェザーカバー、ステンレス鋼管製品	株 式 会 社 大 崎 製 作 所上海威克斯不銹鋼有限公司
機械装置の製造・販売及び エンジニアリング事業	一 般 産 業 用 機 械 装 置 、 エンジニアリングサービス	上野エンジニアリング株式会社

① 企業集団の売上高の内容

事 業 区 分	売 上 高 構	成比
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	50,182 百万円	96.3 %
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	1,413	2.7
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	518	1.0
合計	52,113	100.0

② 当社の品目別売上高の内容

	品				目		売 上	高	構	成上	Ł
ス	テ	ン	レ	ス	鋼	板	9,644	百万円		29.2	%
ス	テ	ン	レ	ス	鎁	管	6,945			21.0	
ス	テ	ン	レ	ス	条	鋼	8,339			25.3	
ス	テ	ン	ν	ス	建	材	2,967			9.0	
そ	の他	の	ステ	ン	レス	鋼	1,535			4.7	
小						計	29,431			89.2	
チ			タ			ン	2,285			6.9	
高			合			金	475			1.4	
普	通	鋼	•	特	殊	鋼	162			0.5	
そ			の			他	662			2.0	
É	Ì				Ī	計	33,015			100.0	

(8) **主要な事業所**(令和6年3月31日現在)

① 当社

事	業	Ê	所	所	在	地	事	業	所	所	在	地
本			社	東京都	[[[品郡	X						
(支			店)				(スチー	ルサービスセ	ンター)			
大	阪	支	店	大阪府	5大阪ī	市	三島スチ	ールサービス	センター	静岡県	県三島i	市
九	州	支	店	福岡県	県北九/	州市	伊勢原ス	チールサービス	センター	神奈川	県伊勢	原市
北	陸	支	店	新潟県	具新潟i	市						
東	北	支	店	宮城県	果柴田	町	(配)	きセンタ	7 —)			
							東京	配送セン	ター	東京都	『江東』	区
(営	業	Ė	所)				大 阪	配送セン	ター	大阪府	f大阪i	市
名 さ	占 屋	営 業	所	愛知県	具名古/	屋市	名古月	屋配送セン	ター	愛知県	具名古り	屋市
東	海 営	業	所	静岡県	具三島i	市	九州	配送セン	ター	福岡県	県北九州	州市
							北陸	配送セン	ター	新潟県	具新潟i	市
							東北	配送セン	ター	宮城県	県柴田田	盯

② 子会社

上野エンジニアリング株式会社	東京営業所(東京都府中市)
株式会社UEX管材	本社 (神奈川県伊勢原市)
ステンレス急送株式会社	本社(東京都江東区)
日進ステンレス株式会社	本社 (神奈川県川崎市)
株式会社大崎製作所	本社(福島県いわき市)
上海威克斯不銹鋼有限公司	本社(中華人民共和国上海市)
令 和 特 殊 鋼 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
株式会社ナカタニ	本社(埼玉県さいたま市)

(9) **使用人の状況**(令和6年3月31日現在)

① 企業集団の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前期末比増減
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	444名	(+) 1名
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	52名	(±) 0名
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	23名	(-) 1名
合 計	519名	(±) 0名

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の状況

使	用	人	数	前期	末上	上増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		2884	3		(+)	9名			4	43.8歳	ů,				17.1	l年	

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況(令和6年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	会社みずほ	銀行		3,07	78 百万円
株式会	社三菱UF	J 銀 行		1,67	70
株式会	社商工組合中	央 金 庫		1,32	29
株式会	社きらぼし	銀 行		69	90
三井住	友信託銀行株	式 会 社		50	08

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社貿易部におきまして、貿易保険の保険金受給に関しまして不正な手続きにより支給申請を行い、過大な保険金を受給していたことが判明いたしました(令和6年4月1日)。

当社は令和元年から令和2年にかけ、韓国企業向けに鋼材輸出取引を実行した際に、株式会社日本貿易保険殿との間で保険契約を締結いたしました。その後、韓国企業からの支払い遅延が発生したことから、令和3年1月に保険金求償手続きを実施しましたが、事実と異なる不適正な申請書を提出していたことが発覚いたしました。結果として、本来受給すべき保険金に対し

16.979千円を不正に受領しておりました。

当社は、4月2日にことの経緯を株式会社日本貿易保険殿に申し出、保険約款に従い受領した保険金の全額に遅延損害金16,565千円を加え合計186,351千円を4月30日に同社に返還いたしました。本件に関する会計処理は、令和6年3月期におきまして169,786千円を貸倒引当金、16,146千円を営業外費用として計上いたしました。

当社は4月15日に社外取締役を委員長とした社内調査委員会(外部弁護士を含む)を立ち上げ、本件の原因究明と再発防止策の策定を現在行っております。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめ、お客様やお取引先関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申しあげます。

2. 会社の株式に関する事項(令和6年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,000,000株(自己株式980,573株を含む。)

(3) 株主数 9,112名(前期末比1,810名増加)

(4) 大株主(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
住 友 商 事 株 式	会 社		960,00	00株			8.7	7%
日鉄ステンレス株	式 会 社		696,00	00			6.3	3
三井物産スチール株	式会社		368,00	00			3.3	3
岸本則	之		319,00	00			2.9	9
大 同 特 殊 鋼 株 式	会 社		316,00	00			2.9	9
第一生命保険株式	式 会 社		268,00	00			2.4	4
小 沼 滋	紀		242,90	00			2.2	2
株式会社みずほ	銀行		235,00	00			2.1	l
U E X 社 員 持	株 会		183,14	40			1.7	7
NSステンレス株	式 会 社		156,00	00			1.4	4

(注) 持株比率は、自己株式 (980.573株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項(令和6年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

	地		位		氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	岸	本	則	之	
取糸	帝役專	務	執行犯	设員	石	松	陽	_	営業統括
取	締 役	執	行 役	員	秀	髙	雅	紀	総務・経理担当兼経営企画部長
取		締		役	伊	藤	哲	夫	
取		締		役	小位	生井		優	
常	勤	監	査	役	森		強	志	
常	勤	監	査	役	寺	井		亨	
監		査		役	=	宮	茂	明	群栄化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役伊藤哲夫、小佐井優の両氏は、社外取締役(独立役員)であります。
 - 2. 監査役寺井亨、二宮茂明の両氏は、社外監査役(独立役員)であります。
 - 3. 監査役森強志氏は当社において長年にわたる経理部長の職務経験を有しており、財務 及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、子会社を含めた取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料の全額を負担しております(ただし、子会社の取締役及び監査役分は子会社負担)。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成7年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役は0名)であります。非金銭報酬として、平成19年6月27日開催の第53回定時株主総会において、業務上の必要により取締役に社宅を貸与する場合、社宅賃借料と社宅使用料の差額合計額は年額4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は0名)であります。

監査役の金銭報酬の額は、平成18年6月28日開催の第52回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

	報酬等	報	酬等の種類別の (百万円)	総額	対象とな
区分	の総額 (百万円)	定額報酬	業績連 動報酬	非金銭 報 酬	る役員の 員 数
取 締 役 (うち社外 取 締 役)	165.9 (14.4)	131.0 (14.4)	34.9 (-)	_ (-)	6名 (2名)
監 査 役 (うち社外 監 査 役)	24.8 (14.7)	24.8 (14.7)	_ (-)	_ (-)	3名 (2名)
合 計	190.7 (29.1)	155.8 (29.1)	34.9 (-)	(-)	9名 (4名)

- (注) 1. 上表には令和5年6月20日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
 - 2. 業績連動報酬に関する注記
 - イ. 算定の基礎として選定した業績指標および選定理由 取締役報酬と連結業績との関連における明瞭性を重視して連結営業利益を算定の 基礎としております。
 - 口. 算定方法

下記基本方針の「2. 業績連動報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。

ハ. 上記イ. の業績指標(連結営業利益)に関する実績第69期(前期) 4,273,102千円第70期(当期) 2,083,970千円

二、その他

業績連動報酬は、当該期7月から翌期6月までに支給する報酬に反映させております。

② 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する基本方針

当社は、取締役会決議により「取締役の報酬等の決定に関する基本方針」(以下、「基本方針」)を定めております。また、取締役の指名・報酬に係る取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬等の決定に関する基本方針の内容

- 1. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針
- (1)取締役の金銭報酬は定額報酬と業績連動報酬とで構成する。報酬額の決定にあ

たっては、優秀な人材の確保と継続的な企業価値の向上に対する動機付けに配慮のうえ、会社業績、職責等を総合的に勘案するものとし、「指名報酬委員会」における審議を経て取締役会が決定する。

(2)取締役の個人別報酬額 (業績連動報酬を含む) は、以下のとおりとし総額において株主総会が決定した限度内とする。

取締役社長年額 1 億円以内取締役会長年額 6 千万円以内役付執行役員を兼務する取締役年額 6 千万円以内

その他の取締役 年額3千万円以内

- (3)定額報酬は原則として報酬額の増減を行わない。ただし、以下の場合には減額 調整を行う。
 - ①赤字決算が見込まれる場合
 - ②取締役による経営判断の誤りにより多額の損失を計上する場合
 - ③取締役が責務に違反する行為又は禁止行為をした場合

2. 業績連動報酬等の決定に関する方針

業務執行にあたる取締役に対し業績連動報酬を支給する。その総額は連結営業利益のうち12億円を上回る部分に25/1000を乗じた額以内とし、個人別報酬額は「指名報酬委員会」における審議を経て取締役会が決定する。

3. 非金銭報酬等

業務上の必要により取締役に社宅を貸与する場合、第53回定時株主総会の決議にもとづき、社宅賃借料と社宅使用料の差額合計額は年額4百万円以内とする。

4. 報酬等の額の割合

非金銭報酬等は別枠とし、業務執行にあたる取締役の報酬額の割合は、定額報酬1に対し業績連動報酬最大0.3とする。

5. 報酬等を与える時期又は条件

取締役の報酬は月例報酬のみとし、毎月従業員に対する給与支給日に支給する。

6. 付帯事項

業務執行にあたる取締役には「UEX役員持株会」への入会を推奨し、取締役による自社株式保有の促進を図る。

指名報酬委員会の概要

構成員 取締役4名(社外取締役2名、代表取締役社長を含む業務執行 にあたる取締役2名)

委員長 社外取締役の中からその互選により選定

役 割 取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬について客観 的かつ公正な視点から必要な審議を行い、取締役会へ答申を行 う

③ 取締役の個人別報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が 判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会が基本方針に基づいて審議を行い、答申を行っております。取締役会はこれを尊重して決定しており、基本方針に沿ったものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社との関係 監査役二宮茂明氏は、群栄化学工業株式会社の社外監査役を兼務して おります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況
 - イ) 取締役伊藤哲夫氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に 出席し、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を活かし、取締役の職 務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な 役割を果たしております。
 - 可) 取締役小佐井優氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に 出席し、企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観 的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保す るための適切な役割を果たしております。
 - ハ) 常勤監査役寺井亨氏は、すべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、金融機関勤務による豊富な知識と経験から、取締役の職務執行を監査し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
 - 二) 監査役二宮茂明氏は、すべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、財務行政の豊富なキャリアと金融機関における企業経営者としての幅広い知見を活かし、取締役の意思決定における適正性を確保するための提言などを行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支	払額
1. 当社が支払うべき報酬等の額		36.5百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額		36.5百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の 算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の 報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備と当該体制の運用状況に 関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 内部統制システム整備に関する基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社の取締役は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また、当社は、執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内 部牽制機能を持たせる。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に、文書等の保存及び管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス・与信・財務等に係るリスク管理のため社内 規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなか で専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経 営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対 策を決定する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社管理規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

- ⑥ <u>監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における</u> <u>当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項</u> 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監 査役スタッフを置くこととし、その任命・異動・考課等については、監査 役と意見調整を行う。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について前払及び 償還を受けることができる。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・ 経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 定期的に監査役と内部監査室が情報及び意見交換を行う
- ・ 会計監査人から監査役に対し会計監査内容について説明を行う
- ・ 全ての稟議書を監査役の閲覧に付する
- ・ 通知・報告したことを理由として、通知・報告者に不利な取扱いを することを禁止する

(2) 内部統制システムの整備・運用状況

上記の基本方針に基づき、当期(第70期)における内部統制システムの取組につきましては、内部統制委員会(6月、9月、12月、3月)とリスク管理委員会(9月、3月)及びコンプライアンス委員会(5月、8月、11月、2月)を開催しております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その評価実施計画につき取締役会の承認を得て実行し、整備・運用状況を取締役会に報告しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

(4) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、「特防連」)に加盟し、特防連等が開催する研修会等に総務部担当者を参加させ情報の収集、一元管理を行っております。また、所轄警察等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求等に対し組織的に対応することとしております。

⁽注) 本事業報告の記載金額は、単位未満の端数を四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 及 び 純 資 産	きの 部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	39,476,456	(負債の部)	
現金及び預:	6,375,653	流動負債	29,460,355
受 取 手	1,616,455	支払手形及び買掛金 電 子 記 録 債 務	7,479,409
電子記録債	全 5,940,587	電 子 記 録 債 務 短 期 借 入 金	12,687,374 7,433,612
	9,126,664	リース債務	9,346
	日 日 日 15,619,540	未払法人税等	210,899
1.4 111 22		賞 与 引 当 金	463,022
	音 262,034	その他の引当金	4,020
	128,962	そ の 他	1,172,673
そのの	407,158	固定負債	4,381,476
貸 倒 引 当	≥ △597	長期借入金	1,965,698
固定資産	12,499,574	リース債務	16,989
 有形固定資産	7,975,431	繰延税金負債	195,014
	加 1,387,469	再評価に係る繰延税金負債退職給付に係る 負債	737,630
機械装置及び運搬		退職給付に係る負債 資産除去債務	1,382,698 25,475
		日 年 内 五 頃 初 日 そ の 他	57,971
	= -,,	負 債 合 計	33,841,831
	差 24,261	(純資産の部)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
建設仮勘	至 580	株 主 資 本	14,254,306
そ の	170,835	資 本 金	1,512,150
無形固定資産	537,041	資本剰余金	1,058,676
の れ .	353,506	利益剰余金	11,928,012
そ の	183,534	自己株式	△244,531
投資その他の資産	3,987,102	その他の包括利益累計額その他有価証券評価差額金	3,117,325 1,665,362
	\$\\ 3,253,908	その他有価証分計価左領金 操 延 へ ッ ジ 損 益	1,203
	至 291,338	土地再評価差額金	1,451,035
	1	為替換算調整勘定	45,729
	崔 110,479	退職給付に係る調整累計額	△46,004
	622,716	非 支 配 株 主 持 分	762,568
	≥ △291,338	純 資 産 合 計	18,134,199
資 産 合 計	51,976,030	負債及び純資産合計	51,976,030

連結損益計算書

(令和5年4月1日から) 令和6年3月31日まで)

		科				目		金	額
売			上			高			52,113,401
売		上		原		価			42,164,276
	売	上		総		利	益		9,949,125
販	売	費及で	ў —	般:	管 理	費			7,865,155
	営		業		利		益		2,083,970
営		業	外	Ц	Z	益			
	受	;	取		利		息	9,440	
	受	取		配		当	金	94,505	
	受	取		賃		貸	料	10,948	
	販	売	手	数	料	収	入	6,603	
	為		替		差		益	188,582	
	そ			の			他	33,002	343,080
営		業	外	責	ŧ	用			
	支		払		利		息	132,612	
	手	形		売		却	損	29,625	
	そ			の			他	5,033	167,270
	経		常		利		益		2,259,780
特		別		利		益			
	古	定	資	産	売	却	益	3,797	
	投	資 有	価	証	券	売 却	益	18,396	22,193
特		別		損		失			
	固	定		産	除	却	損	1,491	
	投	資 有	価	証	券	評価	損	37,395	38,887
	税	金等調	副 整	前:	当 期	純 利	益		2,243,087
	法	人税、	住民	? 税	及で		税	820,306	
	法		税	等	調	整	額	20,244	840,551
	当	期		純		利	益		1,402,536
		支配株主							106,477
	親:	会社株主	に帰	属す	「る当	4期純利	益		1,296,059

連結株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から) 令和6年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,676	11,777,974	△244,529	14,104,270
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,146,021		△1,146,021
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,296,059		1,296,059
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	150,038	△2	150,036
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,676	11,928,012	△244,531	14,254,306

	そ	の他	の包持	舌 利 益	累計	額		
	そ の 価証 無 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累 計 額 合 計	非支配 株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	938,571	462	1,451,035	29,758	△70,578	2,349,248	681,543	17,135,060
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△1,146,021
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,296,059
自己株式の取得								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	726,791	741	ı	15,971	24,574	768,078	81,026	849,103
当期変動額合計	726,791	741		15,971	24,574	768,078	81,026	999,139
当 期 末 残 高	1,665,362	1,203	1,451,035	45,729	△46,004	3,117,325	762,568	18,134,199

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

日 金 額 科 目 金 額	資産の	部	負債及び純資産	の部
現金 及 び 預 金 3,265,232 1,276,801 で				
受取事 手形 1,276,801 支型 基準 手形 191,260 電子記録債債 3,572,535 大型 基別の7,661 日の937,327 財債 人金 5,316,400 5,803,600 6,812,344 4,666 6,812,344 4,666 6,812,344 4,666 6,812,344 7,907 6 6,812,344 6 6,812,344 6 6,812,344 7,900 6 8,559,74 6 8,8565 6 8,8565 6 8,8565 6 8,8565 6 8,8565 6 8,8565 6 8,8565 6 8,8565 6 6 8,812,344 7 6 6 8,812,344 7 6 8,8565 8 8,8565 8		28,339,241	(負債の部)	
電子記録債権 3,572,535	現金及び預金	3,265,232		24,609,647
 売 掛 金 8,907,661 10,937,327	受 取 手 形	1,276,801		191,265
Table T	電子記録債権	3,572,535		12,076,011
下 一 一 一 一 一 一 一 一 一	売 掛 金	8,907,661		5,316,405
財	商品	10,937,327		5,803,600
Table Ta				532,065
Tan		88,565		45,116
Table T	前 払 費 用	29,313		,
1,977	未収入金	227.035		44,669
(,		42,626
Table Ta				327,400
有形 固定資産物				205,589
理 物 物 物 機 械 及 び 装 置 車 両 運 搬 具 工具器具及び備品土 地 建 設 仮 勘 定 課 形 固 定 資 産 ソフトウェア電話 加 入 権 投資その他の資産 投資その他の資産 投資 有 価 証 券 関係 会 社 株 式 出 資 金 長 期 常 留 債 権 長 548,7438 長 期 前 払 費 用 1,059,492				
横				' '
機械及び装置	/-			
車 両 運 搬 具 1,034,37.4				
工具器具及び備品 土 地				
土 地 5,211,529 建 設 仮 勘 定 無 形 固定資産 123,568 少 力 力 本 金 1,512,15 投資その他の資産 425 投資その他の資産 8,540,849 投資有価証券 4,867,023 出 金 17,291 関係会社出資金 268,938 長期滞留債権 291,338 長期前払費用 16,685 134,448 その他有価証券評価差額金 134,448				
建 設 仮 勘 定		,		28,469,395
無 形 固 定 資 産				40.040.040
ソフトウェア電話加入権 123,568 425 投資その他の資産投資有価証券 3,025,251 関係会社株式 6,867,023 出資金 長期滞留債権 291,338 長期前払費用 7,000,000 長期 6,685 長期前払費用 7,685 利益剰余金 9,987,19 340,12 4,867,023 その他利益剰余金 9,647,06 7,000,000 2,647,06 6 長期前払費用 6,685 目34,448 16,685 評価・換算差額等 3,034,21 3,582,010 アンフトウェア 6 23,568 425	/- 201 201 201 /-			
電話加入権 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式 4,867,023 出資金 268,938 長期滞留債権 291,338 長期前払費用 保険積立金 134,448				
投資その他の資産 8,540,849 投資有価証券 3,025,251 関係会社株式 4,867,023 出資金 17,291 関係会社出資金 268,938 長期滞留債権 291,338 長期前払費用 16,685 保険積立金 134,448 その他利益剰余金 7,000,000 2647,06 291,338 自己株式 2444,53 3034,21 その他有価証券評価差額金 1,030,000 9,987,19 340,12 その他利益剰余金 2,647,06 2244,53 3,034,21 その他有価証券評価差額金 1,582,01				
投資有価証券 3,025,251 関係会社株式 4,867,023 出資金 17,291 関係会社出資金 268,938 長期滞留債権 291,338 長期前払費用 16,685 保険積立金 134,448 その他利益剰余金 2,647,06 人244,53 3,025,251 利益準備金 9,647,06 7,000,000 2,647,06 上井 2,647,06 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21 3,034,21				, ,
関係会社株式 4,867,023 出資金 17,291 関係会社出資金 268,938 長期滞留債権 291,338 長期前払費用 16,685 保険積立金 134,448 その他利益剰余金 9,647,06 7,000,000 2,647,06 201,338 自己株式 2244,53 33,034,21 その他有価証券評価差額金 1,582,01				
出資金 17,291 別途積立金 7,000,000 関係会社出資金 268,938 繰越利益剰余金 2,647,06 長期滞留債権 291,338 自己株式 △244,53 長期前払費用 16,685 評価・換算差額等 3,034,21 保険積立金 134,448 その他有価証券評価差額金 1,582,01				
関係会社出資金 268,938 繰越利益剰余金 2,647,066 長期滞留債権 291,338 自己株式 △244,53 長期前払費用 16,685 評価・換算差額等 3,034,21 保険積立金 134,448 その他有価証券評価差額金 1,582,016				
長期滞留債権 291,338 自 己 株 式 △244,53 長期前払費用 16,685 評価・換算差額等 3,034,21: 保険積立金 134,448 その他有価証券評価差額金 1,582,016			777 1- 121	
長期前払費用 16,685 評価・換算差額等 3,034,21 保険積立金 134,448 その他有価証券評価差額金 1,582,01				
保 険 積 立 金 134,448 その他有価証券評価差額金 1,582,0 1		,		
, c + 7 (2) 13 (ab ab 23 d) (ab ab ab 24 d)				
		,		1,168
		,		1,451,035
	·- I	,		15,347,032
	/ F 71 = =			43,816,427

損益計算書

(令和5年4月1日から) 令和6年3月31日まで)

		科						目		金	額
売				上				高			33,014,925
売			上		原			価			26,228,036
	売		上		総		利		益		6,786,889
販	売	費	及	びー	般	管	理	費			5,689,372
	営			業		利	J		益		1,097,517
営		業		外		収		益			
	受			取		利]		息	125	
	受		取		配		当		金	433,989	
	受		取		賃		貸		料	20,513	
	事	務	受	託	手	数	料	収	入	2,557	
	販	売		手	数	彩	ł	収	入	6,603	
	為			替		差			益	195,732	
	そ				0)				他	6,997	666,517
営		業		外		費		用			
	支			払		利]		息	117,048	
	手		形		売		却		損	29,264	
	そ				\mathcal{O}				他	3,543	149,855
	経			常		利.	J		益		1,614,179
特			別		利			益			
	古	定		資	産	壳	Ē	却	益	1,015	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	18,396	19,411
特			別		損			失			
	古	定		資	産	除	Š	却	損	1,419	
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	37,395	38,814
	税	引	Ê	前 当		朝	純	利	益		1,594,776
	法	人科	ź,	住」	民 稅	及	び	事 業	税	439,705	
1	法	人		税	等	調		整	額	25,355	465,059
	当		期		純		利		益		1,129,717

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から) 令和6年3月31日まで)

		株	主	資	本	
	Ver L. A	資 本剰 余 金	利	益	剰 余	金
	資 本 金	資 本	利 益準備金	その他利 別途積立金	益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	6,000,000	3,663,371	10,003,496
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△1,146,021	△1,146,021
当 期 純 利 益					1,129,717	1,129,717
別途積立金の積立				1,000,000	△1,000,000	-
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	_	1,000,000	△1,016,304	△16,304
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	7,000,000	2,647,067	9,987,192

					株主	資本	評(西・換	算 差 都	頁 等	
					自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当	期	首	残	高	△244,529	12,329,125	904,670	427	1,451,035	2,356,132	14,685,257
当	期	変	動	額							
乗	1 余	金 0	り配	当		△1,146,021					△1,146,021
=	当 期	純	利	益		1,129,717					1,129,717
另	削途積	i立金	きの積	立		_					_
E	自己相	朱式	の取	得	△2	△2					△2
	株主資 当期変						677,340	741	-	678,081	678,081
当	期変	動	額合	計	△2	△16,306	677,340	741	_	678,081	661,775
当	期	末	残	高	△244,531	12,312,819	1,582,010	1,168	1,451,035	3,034,213	15,347,032

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月13日

株式会社 UEX 取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉 村 智 明

指定社員 公認会計士 井 出 嘉 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UEXの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社UEX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間 の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計 算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月13日

株式会社 UEX 取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉 村 智 明

指定社員 公認会計士 井 出 嘉 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UEXの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるからかお結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内 容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人 Mooreみらい監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告書に記載の通り、貿易保険の保険金受給に関し不正な手続きにより支給申請を行い、過大な保険金を受給していたこと

が判明いたしました。本件につきましては、現在社外取締役を委員 長とした社内調査委員会(外部弁護士を含む)を立ち上げ、本事案 の原因究明と再発防止策の策定に取り組んでおります。監査役会と しては、再発防止策が着実に実行されるよう注視してまいります。 算書類及びその附属明細書の監査結果

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2024年5月13日

株式会社 UEX 監査役会 常勤監査役 森 強 志 印 常勤監査役 寺 井 亨 印 (社外監査役) 寺 井 亨 印 社外監査役 二 宮 茂 明 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主の皆様に対し当該期の連結業績及び連結自己資本の額に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。利益配分の指標としては、DOE (自己資本配当率)1.0%以上としたうえで、連結配当性向35~40%を目安に年間の配当額を決定いたします。当期の配当につきましては、この基本方針に基づき期末に1株につき45円の普通配当を実施いたしたく存じます。なお、中間配当金10円とあわせまして年間配当金は1株につき55円となります。

また、財務の健全性と繰越利益剰余金の状況を考慮し、繰越利益剰余金 10億円を別途積立金に振り替えることといたしたくご承認をお願いいたし ます。

- (1) 期末配当に関する事項
 - ① 配当財産の種類

金銭

- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金45円 総額495.874.215円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 令和6年6月21日
- (2) 剰余金の処分に関する事項
 - ① 増加する剰余金の項目及びその額別途積立金 1,000,000,000円
 - ② 減少する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 1.000.000.000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	所有する 当社株式 の 数			
1	きし もと のり ゆき 岸 本 則 之 (昭和31年3月4日生)	昭和54年3月 当社入社 平成11年6月 当社理事総務部長 平成13年6月 当社取締役経営企画担当兼総務部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画・経理担当兼総務部長 平成23年6月 当社専務取締役経営企画・経理担当兼総務部長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)	319,000株		
2	^{ひで たか まさ のり} 秀 高 雅 紀 (昭和38年6月20日生)	昭和61年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 平成23年10月 当社入社 平成27年4月 当社経営企画部長 平成30年6月 当社執行役員経営企画部長 令和5年6月 当社取締役執行役員総務・経 理担当兼経営企画部長 令和6年4月 当社取締役常務執行役員経営 企画・総務・経理担当 (現任)	33,700株		
3	※ ^{おお せ ゆう すけ} 合 瀬 雄 介 (昭和39年7月25日生)	平成元年4月 当社入社 平成21年11月 当社九州支店長 平成28年4月 当社大阪支店長 令和元年6月 当社執行役員大阪支店長 令和4年4月 当社執行役員ユーザー営業部長 令和6年4月 当社執行役員営業統括 (現任)	14,400株		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
4	い とう てつ ぉ 伊 藤 哲 夫 (昭和29年6月20日生)	昭和54年4月 環境庁入庁 平成13年1月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) 平成15年7月 東西センター(アメリカ合衆国)客員研究員 平成16年7月 環境省自然環境局総務課長 平成17年7月 環境省大臣官房会計課長 平成18年7月 財務省長崎税関長 平成20年7月 環境省大臣官房審議官(併任:水環境担当審議官) 平成22年8月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 平成24年8月 環境省自然環境局長平成25年7月 環境省退職 平成26年3月 一般財団法人国民公園協会専務理事 平成26年6月 当社取締役(現任)	_
5	こさい ^{まさる} 小佐井 優 (昭和25年8月31日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成8年6月 米国住友商事ヒューストン支店鋼管部長 平成14年4月 住友商事株式会社大阪鋼管・厚板・輸送機材部長 平成16年4月 同社鋼管本部国内鋼管事業部長 平成18年6月 住商パイプアンドスチール株式会社(平成22年4月3社統合により住商鋼管株式会社(*)となる。)代表取締役社長 平成22年4月 住商鋼管株式会社(*)代表取締役社長	_

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
6	※ にいくらょう こ 新 倉 陽 子 (昭和39年10月25日生)	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成12年4月 NTTドコモ静岡支店法人部長 平成19年4月 株式会社NTTデータヘルス ケア事業本部部長 平成23年7月 同社グローバルビジネス事業 本部部長 平成29年10月 鈴与株式会社参与 平成30年10月 株式会社フジドリームエアラ インズマーケティングコミュニケーション部 WEBマーケ ティンググループリーダー 令和2年8月 出光興産株式会社デジタル・ ICT推進部コミュニケーショ ンリード 令和5年6月 同社退社	_

- (注) 1. ※印は新任候補者をあらわします。
 - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 伊藤哲夫氏、小佐井優氏及び新倉陽子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、社外取締役である伊藤哲夫氏及び小佐井優氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、新倉陽子氏が取締役に選任された場合、伊藤哲夫、小佐井優の両氏に加えて、新倉陽子氏を新たに、独立役員として届け出る予定であります。
 - 5. 伊藤哲夫氏、小佐井優氏及び新倉陽子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
 - (1)伊藤哲夫氏については、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房内閣参事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しており、その経験と知識を活かし、当社において社外取締役としての役割を適切に果たしてきていることなどから適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
 - (2)小佐井優氏については、住商鋼管株式会社(*)において代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることが期待できると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
 - (*)住商鋼管株式会社は、平成31年4月1日付で住友商事グループとメタルワングループの国内鋼管事業統合会社として、「住商メタルワン鋼管株式会社」となっております。

- (3)新倉陽子氏については、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、長年に亘ってNTTグループで培ったITに関する知見と、その後、上場企業で重職を歴任した経験から、当社の社外取締役として企業経営に有用な助言が期待できると判断したためであります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる第三者訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考:取締役候補者の専門性・経験

							専 門	性・	経 験		
	氏	名		当社における地位	企業経営 事業戦略	マーケ ティング 営業	財務会計	人材育成 企業文化	法務 リスク 管理	グローバル 経験	ESG、 サスティナ ビリティ
岸	本	則	之	代表取締役社長	•	•	•	•	•		•
秀	髙	雅	紀	取締役常務執行役員 経営企画・総務・経 理担当	•	•	•	•	•		•
合	瀨	雄	介	執行役員営業統括	•	•		•			
伊	藤	哲	夫	社外取締役(独立役員)			•		•	•	•
小位	左井		優	社外取締役(独立役員)	•	•	•	•	•	•	
新	倉	陽	子		•	•		•		•	•

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役二宮茂明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しまして は、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
** おがりりょうたろう 小川 亮太郎 (昭和59年12月23日生)	平成25年12月 小川法律事務所入所(現任) 令和5年6月 公益社団法人日本不動産鑑定協会不動 産鑑定士調停センター運営委員会委員 (現任)	

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
 - 2. 小川氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 同氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 4. 同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を 有しており、企業経営に直接関与した経験はありませんが、客観的な立場から、当 社の事業全般の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる第三者訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって補填することとしております。同氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

X	モ

X	モ

株主総会会場ご案内図

会場: 東京都品川区東品川二丁目2番24号 天王洲セントラルタワー27階

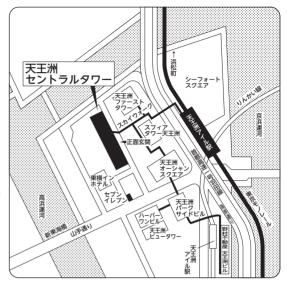
セントラルホール27

2090 - 3698 - 2498

(当日のみの特設電話です)

- ●浜松町駅より東京モノレールにて天王洲アイル駅下車
- ●りんかい線天王洲アイル駅下車
- ●都バスご利用の方はJR品川駅港南口(東口)より 天王洲アイル循環・りんかい線天王洲アイル駅行に て天王洲アイル下車

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申 しあげます。



◎当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット等)による事前の議決権の行使をご検討ください。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。